

重要事項説明書

asagao

社会福祉法人 あさがお福祉会

ケアハウスあさがお

軽費老人ホームケアハウス「ケアハウスあさがお」重要事項説明書

1. 事業主体概要

設置者の名称	社会福祉法人あさがお福祉会
法人所在地	〒770-8012 徳島県徳島市大原町外籠38番地
代表者氏名	理事長 保岡 正治
電話番号	088-663-3113
設立年月日	1997年7月1日

2. ご利用施設

施設の名称	ケアハウスあさがお
施設の所在地	〒770-8012 徳島県徳島市大原町外籠47-4
施設長	保岡 伸聡
電話番号	088-663-3113
FAX番号	088-663-7117
HPアドレス	https://asagao-gr.jp/
定員	50名
開設年月日	1997年9月1日
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的

入所者が心身ともに充実した明るい生活を送ることができるように、入居者の生活の安定及び充実を図ることを目的とします。

施設運営の方針

食事や入浴などの生活の基本となるサービスを提供するほか、身体機能の低下等により介護を要する状況となっても介護保険制度の居宅サービスを利用することにより、自立した生活を維持できるように万全を尽くします。特に入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく、心豊かに暮らせる施設づくりを目指します。

4. 利用要件

- (1) 年齢が60歳以上であること。ただし入居者の配偶者、三親等内の親族と共に入居する場合はいずれか一方が60歳以上であれば入居できます。
- (2) 家族と同居することが困難であること。
- (3) 伝染性疾患がなく、かつ共同生活が可能であること。
- (4) 生活費に充てることのできる所得等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能であること。
- (5) 身元引受人が1名以上得られること。

5. 職員の配置基準・職務と実際の人員配置

職種職務内容配置勤務体制（50名定員）

役 職 名	職 務 内 容	配置基準	あさがお人員配置
施 設 長	総括、運営、人事等	1名	1名
生 活 相 談 員	相談、助言、入居調整等	1名	1名以上
介 護 職 員	日常生活の支援・援助等	2名以上	2名以上
臨 時 介 助 員	介護職員業務の補足等	基準無し	2名以上
看 護 職 員	健康管理、関係病院との連携調整	基準無し	なし
栄 養 士	献立作成、調理上の衛生管理	1名以上	1名（兼務）
調 理 員	献立表に基づき食事提供	5名以上	5名以上
宿 直 専 門 員	施設管理・宿直業務	1名以上非常勤	1名以上

6. 従業員の勤務状況

従 業 者 の 職 種	生活相談員・介護職員・栄養士・臨時介助員
勤 務 体 制	早出（ 7：00～ 16：00 ）
	日勤（ ① 8：00～ 17：00 / ② 8：30～ 17：30 ）
	遅出（ 9：00～ 18：00 ）
	宿直（ 17：00～ 翌8：00 ）
休 暇	4週8休

7. 施設の概要

建 物 名 称	ケアハウス（軽費老人ホーム）
構 造	鉄筋コンクリート造 地上6階建（耐火建築）
敷 地 面 積	1437.5㎡
延 べ 床 面 積	2787.8㎡
利 用 定 員	50 名
居 室 設 備	ユニットバス・ユニットシャワー・トイレ・温水器・押入・電話・ベッド ミニキッチン・ナースコール・冷暖房設備
1 人 部 屋	42 室 24.31㎡
2 人 部 屋	8 室 48.62㎡（個室利用も可能です）
共 有 部 分	ロビー・大浴場・食堂・談話室・売店・コミュニティーカフェ「うてび庵」

8. ご利用施設であわせて実施する事業

事 業 の 種 類	事 業 所 名 称	定 員	徳 島 県 指 定 番 号
通 所 介 護	Tsuda-Machi-Kitchen	25名	徳島県 3670104441 号
訪 問 介 護	ホームヘルプステーションあさがお		徳島県 3670105000 号
居 宅 介 護 支 援	ケアネットあさがお		徳島県 3670101496 号
認知症対応型共同生活介護	グループホームあさがお	18名	徳島県 3670101496 号
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護あさがお	18名	徳島市 3690100239 号
短期入所生活介護	KAGOYA Resort	20名	徳島県 3670104979 号
有料老人ホーム	KAGOYA Stay	10名	
特別養護老人ホーム	KAGOYA LIFE	29名	徳島市 3690168228 号

9. 施設サービスの概要

(1) 基準サービス

種類 内容	食事	・栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
		【食事時間】 朝食7時15分～8時00分、昼食11時40分～13時、夕食17時40分～18時40分
	入浴	・年中無休
		【入浴時間】 13時～20時迄 *介護を必要とする場合は居宅介護サービス等による入浴介助を受けることができます。

(2) 健康管理

- ・健康を確保するため、少なくとも年1回以上の健康診断を受ける機会を提供するなど必要な指導援助を行います。
- ・健康に係る相談を受けた時は、速やかに医療機関等の紹介など必要な援助を行います。

提携医療機関	医療内容	電話番号
保岡クリニック論田病院	ペインクリニック（麻酔科）・内科 リハビリテーション科・循環器科	088-663-3111
山口歯科クリニック	歯科	088-663-5995

(3) 相談及び援助

- ・各種相談に応ずるとともに、余暇の活用及び居宅介護サービスの活用など必要な助言その他の援助を行います。

(4) 社会生活上の便宜

- ・日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、これを行うことが困難である場合は、申出及び同意に基づき施設が代わって行います。

10. 利用料

(1) 居住に要する費用・生活費及びサービスの提供に要する費用

	対象収入による階層区分	サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	合計	合計 (冬季加算含)
1	1,500,000 円以下	10,000 円	46,634 円	22,000 円	78,634 円	80,704 円
	1,500,000 円以下（夫婦の場合）	7,000 円	46,634 円	22,000 円	75,634 円	77,704 円
2	1,500,000 円～1,600,000 円	13,000 円	46,634 円	22,000 円	81,634 円	83,704 円
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000 円	46,634 円	22,000 円	84,634 円	86,704 円
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000 円	46,634 円	22,000 円	87,634 円	89,704 円
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000 円	46,634 円	22,000 円	90,634 円	92,704 円
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000 円	46,634 円	22,000 円	93,634 円	95,704 円
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000 円	46,634 円	22,000 円	98,634 円	100,704 円
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000 円	46,634 円	22,000 円	103,634 円	105,704 円
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000 円	46,634 円	22,000 円	108,634 円	110,704 円
10	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000 円	46,634 円	22,000 円	113,634 円	115,704 円
11	2,400,001 円～2,500,000 円	50,000 円	46,634 円	22,000 円	118,634 円	120,704 円
12	2,500,001 円～2,600,000 円	57,000 円	46,634 円	22,000 円	125,634 円	127,704 円
13	2,600,001 円～2,700,000 円	64,000 円	46,634 円	22,000 円	132,634 円	134,704 円
14	2,700,001 円～2,800,000 円	68,000 円	46,634 円	22,000 円	136,634 円	138,704 円
15	2,800,001 円～2,900,000 円					
16	2,900,001 円～3,000,000 円					
17	3,000,001 円～3,100,000 円					
18	3,100,001 円～3,200,000 円					

*11月から3月までの冬期には暖房費として1人月額2,070円を加算します。

注1：この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが不適当なものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注2：本人からのサービスの提供に要する費用の徴収額（月額）は上表により求めた額とします。

注3：夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に関する費用徴収額については、上表の額から30パーセント減額した額とします。

(3) 居室に係る費用及び特別なサービスに係る費用等

①居室内の水光熱費

②電話は、入居者の実費負担となります。費用は基本料金440円+ご利用分とし、事業所がNTTに一括支払いした後、後日利用料金と同時に請求いたします。

③電気は、ご入居者と四国電力で個別契約となります。入居契約の際に、電気料金等口座振替依頼書をお渡しします。

④水道は、ご入居者の実費負担となります。費用は事業所が水道局に一括支払いした後、後日利用料金と同時に請求いたします。*水道料金は制度都合上により変動する場合がございます。

⑤食費は1日800円（内朝食200円、昼食300円、夕食300円）となります。

欠食は、6日前の午前10時までに欠食届けに記入の上、事務所まで届けて下さい。6日前以降の届け出は差引できません。

⑥居室内設備

イ. 預かり金については、契約書第5条2に従って費用相殺後、精算し速やかに指定口座へ返金します。

ロ. 生活費食費1日800円（3食欠食の場合）を日割計算にて返還します。

ハ. 居住に要する費用、サービスの提供に要する費用については、月単位で精算します。

二. 居室の原状回復

・居室内の模様替え等を行った場合は、入居契約書第21条（現状回復の義務及び費用負担）に従って、入居者が実費を負担します。また、居室の状況に応じ、入居時の室内に戻すためのクリーニング代・壁面クロス張替・天井クロス張替・床張替・トイレ便座取替え等の実費を入居者が負担します。（注：居室にて喫煙をされる方は、入所期間を問わず壁面クロス張替・天井クロス張替・床張替を実費にて張り替えて頂きます。）

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事情がある場合は、相当な額に変更することがあります。その場合は事前に内容の変更と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

ホ. 居室設備の消耗品（電球・トイレトーパー等）は自己負担とする。

⑦レンタル物品利用料

車いす・ポータブルトイレ 100円/1日、 冷蔵庫・テレビ等 200円/1日

洗濯機・掃除機 100円/1回

⑧ケーブルテレビ利用料はテレビを視聴するしないに関わらず330円/1ヶ月いただきます。

⑨その他特別なサービスに係る費用は、将来的に発生する可能性がありますのでご了承下さい。

例：居室配膳、夜間の排泄介助、ポータブル清掃、服薬管理等

11. 利用料の請求及び支払い

・利用料は上表を基に1か月ごとに計算し、翌月10日（当日が休・祝日の場合その翌日）に入居者が指定する金融機関口座から引き落としさせていただきます。

1 2. 当施設ご入居に当って留意いただく事項

イ. 種類内容

来訪・面会	入居者に来訪者があったときは、その都度事務所カウンターにある「面会簿」に記入し、事務所に届け出てください。
外出・外泊	入居者は、外出の際は口頭で、又、外泊しようとするときは事前に外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定時間等を「外泊届」に記入の上、施設長に届け出てください。

ロ. 入居者留意事項

<ol style="list-style-type: none">1. 入居者は、相互に親睦と信頼を深め、善き隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動がないように気をつけてください。2. バルコニーは災害・非常時の避難経路となりますので、避難に支障が出ないように充分注意してご利用してください。3. テレビ、ラジオ等音響機器の夜間における利用は、他の入居者の迷惑にならないよう夜9時以降はイヤホン等を利用してご利用してください。4. 大浴場利用に際しては、他の入居者も利用することを考え清潔の維持に留意してください。
--

ハ. 専用居室についての留意事項

<ol style="list-style-type: none">1. 居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行います。2. 居室のゴミ・廃棄物については、入居者が定められた場所まで運搬することを原則とします。3. 居室において、喫煙行為、石油ストーブ、電気ストーブ、アイロン、ろうそく、線香等火気類の使用を禁じます。なお、煙草の喫煙及びアイロンの使用については、施設が指定する場所を利用ください。
--

ニ. 部外者の利用

<ul style="list-style-type: none">・外来者を宿泊させるときは、あらかじめ「宿泊申込書」を記入の上、施設長に届け出てください。但し、入居者が在室中である場合に限りです。
--

ホ. 施設内禁止行為

<ol style="list-style-type: none">1. けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。2. 宗教活動、政治活動、営業活動、習慣等により、他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりなど迷惑を及ぼすような行動をすること。また、公共設備（施設内掲示板・事業所の通信機器等）を利用した特定の宗教・政治・営業活動も原則禁止とする。3. 指定した場所以外で火気を用いること。4. 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。5. 故意又は無断で、施設若しくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。6. 施設内で動物を飼育すること。 <p style="text-align: center;"><u>*上記の条項を守れない場合は、退居を命じる場合がございます。</u></p>

ヘ. 退居要綱

<ol style="list-style-type: none">1. いかなる理由があろうと、暴力行為に及んだ場合。2. 中度以上の認知症行為が昼夜問わず確認出来る場合。（徘徊、重度の盗られ妄想等）3. 排泄・食事介助が必要になった場合4. 特別養護老人ホーム入所状態に陥った場合。
--

13. 個人情報の保護

・職員は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護従事者における個人情報の適切な取り扱いのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。また、職員が得た入居者の個人情報については、原則として施設の介護サービスの提供以外の目的で利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその家族の了解を得るものとします。

14. 高齢者虐待の防止

- ・入居者等の人権擁護・虐待防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - (1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
 - (2) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整える他、職員が入居者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

15. 緊急時の対応

- ・入居者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医または協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、緊急連絡先へも速やかに連絡します。
- ・緊急連絡先への連絡の際に、身元引受人お二人の内どなたかが、主治医または協力医療機関へ直ちに急行して頂く事をお願い致します。身元引受人お二人共に県外在住の場合でも例外なく急行して頂く事を原則としますが、時間的に遅くなる場合においては、別に対応できる機関等を利用する事に同意了承し、またその機関をご準備して頂きます(ヘルパー保険外利用・家政婦等)

16. 苦情相談窓口

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

相談窓口	生活相談員：中川 卓也
電話番号	088-663-3113 (FAX: 088-663-7117)
受付時間	8時30分～17時30分

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

相談窓口	徳島県運営適正化委員会
住 所	〒770-0934 徳島市中昭和町1-2 県立総合福祉センター3階
電話番号	088-611-9988 (FAX: 088-611-9995)
受付時間	午前9時～午後5時 毎週月曜日～金曜日(年末年始・祝祭日を除く)

- (3) 苦情処理第三者委員

中立公平な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

相談窓口	生長 まち
住 所	〒770-8012 徳島市大原町糠坪74
電話番号	088-662-1074
受付時間	午前9時～午後5時 毎週月曜日～金曜日(年末年始・祝祭日を除く)

相談窓口	元木 繁
住 所	〒770-8012 徳島市大原町掛り10番地1
電話番号	088-662-1902
受付時間	午前9時～午後5時 毎週月曜日～金曜日(年末年始・祝祭日を除く)

附 則

- この重要事項説明書は平成27年 4月 1日より施行する。
- この重要事項説明書は平成31年 4月 1日より一部変更して施行する。
- この重要事項説明書は令和 元年 5月 1日より一部変更して施行する。
- この重要事項説明書は令和 2年 4月 1日より一部変更して施行する。
- この重要事項説明書は令和 2年11月 1日より一部変更して施行する。
- この重要事項説明書は令和 3年12月 6日より一部変更して施行する。
- この重要事項説明書は令和 4年 1月 1日より一部変更して施行する。
- この重要事項説明書は令和 6年 8月 1日より一部変更して施行する。
- この重要事項説明書は令和 6年 9月 1日より一部変更して施行する。

令和 年 月 日

軽費老人ホームケアハウス「ケアハウスあさがお」の入居に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

【説明者】

軽費老人ホーム 「ケアハウスあさがお」

職名・氏名： 印

私は、本書面に基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し同意いたしました。

【利用者】

住 所：

氏 名： 印

私は、利用者の意思を確認した上、上記署名を代行しました。

【署名代行者】

住 所：

氏 名： 印（続柄： ）